

保護者の皆様へ

県立沖縄工業高等学校  
校長 山城 邦定  
(校印省略)

インフルエンザ出席停止期間の変更について (お知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、学校保健安全法施行規則の一部改正がありました。それに伴いインフルエンザの出席停止期間が変更になりますので、お知らせいたします。

感染予防に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

<変更点>

出席停止期間：インフルエンザ発症の後5日を経過し、かつ、解熱した後2日が経過するまで。

(下記早見表参照)

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し」かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱		解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)

インフルエンザの診断を受けた場合、必ず学校に連絡下さい。

<提出書類について>

インフルエンザが治って登校後、担任へ①または②いずれかの書類を提出下さい。

- ①医療機関の証明を受けた診断書(証明書)および保護者記入欄の記入・・・裏面上下段
- ②薬局からの薬の処方箋又は薬の説明書(抗インフルエンザ薬記載のものに限る)のコピーおよび保護者記入欄の記入・・・裏面下段